

職員専用意見箱設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員専用意見箱の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 職員（公益社団法人川内市医師会立市民病院の職員をいう。以下同じ。）が抱えている問題意識や提案などの率直又は自由な意見等（以下「意見等」という。）を院長に直接伝えることのできる職員専用意見箱を設置し、職員の自律性を高め、経営改革につなげていく。

(対象者の範囲)

第3条 意見等を送付することができる者は、職員に限る。

(対象の意見等)

第4条 送付することができる意見等の内容に制限は設けない。

(意見等の送付)

第5条 意見等は、当該意見等を院長に直接伝えるために設けられた専用入力フォームへの入力・送信することにより、常時受け付けるものとする。

(意見等の取扱い)

第6条 院長は、前条第1項の規定により受け付けた意見等を確認の上、必要に応じて対応を指示するものとする。

2 意見等は、院長以外の者が閲覧してはならない。ただし、職員専用意見箱の円滑かつ効果的な運営のため、院長が必要と判断した場合においては、この限りでない。

(弁護士への委嘱)

第7条 院長が意見等への対応を検討するに当たっては、必要に応じて当院顧問弁護士に助言を求めることとする。

第8条 担当弁護士は、第7条第1項の規定による院長の求めに応じて助言するものとする。

(意見等の公表)

第9条 院長は、経営改革に資する意見等の送付を促すため、第5条第1項の規定により受け付けた意見等のうち、主な意見等の要旨や対応状況を必要に応じて公表するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 職員は、意見等の送付を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(委任)

第11条 職員専用意見箱の運用その他この要綱の実施に関し必要な事項は、経営企画室が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。